

# 独立行政法人 造幣局 (特定)

**所在地** 大阪府大阪市北区天満 1 - 1 - 79

電話番号 06-6351-5361 郵便番号 530-0043

ホームページ <http://www.mint.go.jp/>

**根拠法** 独立行政法人造幣局法（平成 14 年法律第 40 号）

**主務府省** 財務省理財局国庫課（造幣局分科会庶務）、大臣官房文書課（評価委員会庶務）

**設立年月日** 平成 15 年 4 月 1 日

**沿革** 明 2.2 太政官造幣局 → 明 2.7 大蔵省造幣寮 → 明 10.1 大蔵省造幣局 → 昭 24.5 大蔵省造幣庁 → 昭 27.7 大蔵省造幣局 → 平 13.1 財務省造幣局 → 平 15.4 独立行政法人造幣局

**目的** 1. 貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与すること。2. 勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うこと。

**業務の範囲** 1. 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2. 貨幣回収準備資金に関する法律（平成 14 年法律第 42 号）第 2 条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3. 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4. 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5. 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6. 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析を行うこと。7. 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。①外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものの委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製

造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。②前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

### 財務及び予算の状況

<資本金> 61,766百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 25～29 年度)	平成 25 年度予算
収 入	業務収入	140,837	27,786
	その他の収入	1,320	243
	計	142,157	28,029
支 出	業務支出	123,266	23,671
	原材料の仕入支出	29,772	5,908
	人件費支出	42,758	8,604
	その他の業務支出	28,588	4,730
	貨幣法第 10 条に基づく国庫納 付金の支払額	22,148	4,430
	施設整備費	32,298	12,208
	計	155,564	35,879

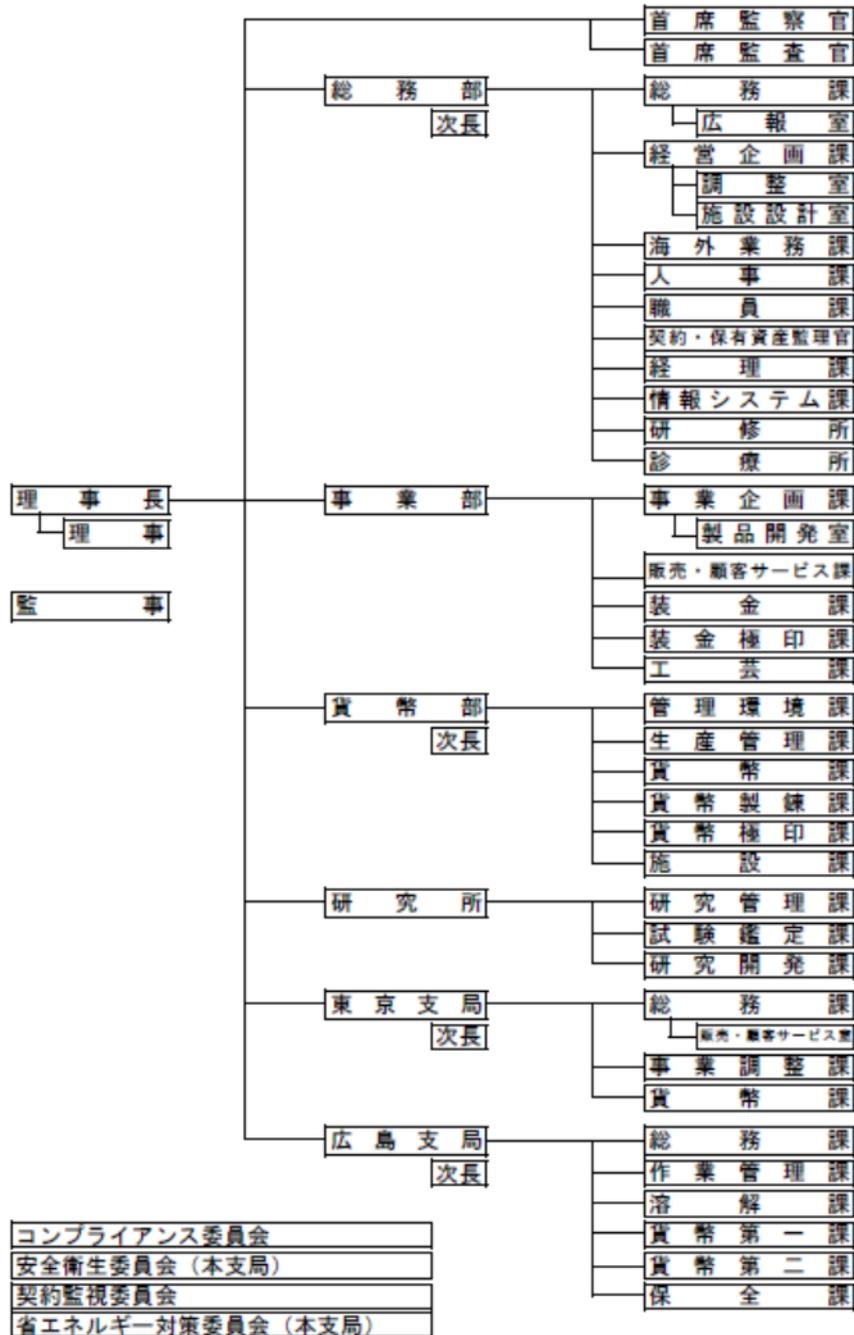
<短期借入金の限度額> 8,000百万円

## 組織の概要

＜役員＞ （理事長・定数1人・任期2年）新原 芳明 （理事・定数3人・任期2年）百嶋 計、竹原 晃、西田 秀治 （監事・定数2人・任期2年）和田 馨、中津 祐嗣

＜職員数＞ 1, 164人（常勤職員907人、非常勤職員257人）

＜組織図＞



## 中期目標

### I. 中期目標の期間

造幣局の本中期目標の期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### II. 業務運営の効率化に関する事項

造幣局は、基幹業務である貨幣の製造について、財務大臣が定める製造計画により製造数量が決められていることもあり、自らの裁量により製造目標や納入先を決定する余地が無いなど民間企業とは異なる側面を有している。しかしながら、このような制約の下にあっても、でき得る限り民間企業的な経営手法を導入し、効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、貨幣の製造コストを引き下げる必要がある。

事業全体の効率的かつ効果的な業務運営を推進するに当たっては、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質を確保しつつ、その運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図るものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、情報開示の充実に努めるものとする。

#### 1. 事務及び事業の見直し

造幣局は、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するとともに、以下の措置を講ずるものとする。

##### (1) 経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から具体的な目標を設定することとし、以下の取組を行うものとする。

- ① 本中期目標期間における経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標として、引き続き、法人全体及び工場別の経費削減目標を設定するとともに、総務・企画部門及び研究所についても経費削減に努め、業務の効率化及び生産性の向上を図る。
- ② 業務運営の効率化による採算性確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として「経常収支率」を設定しているところであるが、更なる効率化を推進するため、新たに具体的な目標設定を行う。
- ③ 固定的な経費の削減目標の設定に当たり、引き続き、継続的な発行が見

込まれる地方自治貨幣関係経費を含めるなど、削減目標の対象について検討を行うものとする。

なお、基幹業務である貨幣の製造に係る経費については、毎年度、国が定める製造計画により左右されるものであるが、厳格かつコスト意識を持った原価管理に一層努め、可能な限り、変動費についても個々の費目特性に応じたコスト縮減が図られるよう努めるものとする。

## (2) 貨幣製造業務における取組

貨幣製造業務については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していくものとする。また、偽造防止技術を高度化するため、金属工芸品や外国貨幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図るものとする。

## (3) 金属工芸品製造業務における取組

金属工芸品製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上のために必要な範囲内に限定することとし、また、受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ、公共性が高い場合に限るものとする。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとする。

## (4) 品位証明業務等における取組

貴金属の品位証明業務等については、貨幣製造に不可欠な地金及び鉱物分析技術を活用し、消費者保護や中小零細企業の保護・育成の観点等から実施しているものであるが、需要への影響等も注視しながら、更なる収支の改善を図っていくものとする。

なお、将来的な事業廃止に向けた検討を行う前提として、業界の自主的な取組等を確認するため、造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか調査するものとする。

## (5) その他業務の見直し

### ① 貨幣等販売業務の見直し

貨幣セット販売業務については、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、事務・事業の質の維持や効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の

観点から、外部委託の拡大を推進するものとする。

(注) 貨幣セットとは、未使用の貨幣を容器に組み入れ、造幣局が販売するものをいう。

## ② 診療所の管理運営の効率化

各局に設置されている診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、更なる効率化を図るものとする。

## ③ 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び各局の警備業務については、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討するものとする。

## 2. 組織の見直し

### (1) 東京支局の移転

東京支局のさいたま市への移転については、貨幣の製造及び納入等の業務に支障が生じないように、円滑な実施に努めるものとする。

### (2) 人件費の削減

人件費の削減については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

### (3) 職員宿舎の廃止・集約化

北・南宿舎（豊島区東池袋）については、東京支局の移転に伴い廃止・集約化するとともに、その他の宿舎についても、削減に向けた取組を進めるものとする。

## 3. 保有資産の見直し

造幣局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行うものとし、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行うものとする。

### (1) 東京支局移転後の跡地の適切な処分

東京支局移転後の跡地については、移転に伴い廃止する北・南宿舎（豊島区東池袋）も含め、豊島区の再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、国庫納付

の方法及び時期について検討を進めるものとする。

## (2) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、速やかに国庫納付の検討を行うものとする。

## 4. リスク管理及びコンプライアンスの確保

造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣の製造を実施している法人であることから、リスク管理を徹底し、内部統制を強化するとともに、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

また、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底し、秘密情報の厳正な管理を行うとともに、製品の保管管理・数量管理等の徹底及び警備体制の維持・強化を図るほか、情報セキュリティ対策についても、政府の方針を踏まえつつ、内部規程を遵守し、適切な対策を講じることとする。

さらに、事業継続に係る計画を策定するとともに、不測の災害が生じた場合に適切な対応を行うことができるよう、訓練を実施するものとする。

## 5. その他の業務全般に関する見直し

上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

### (1) 給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

### (2) 随意契約等の見直し

契約については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保を推進するため、以下の取組を行うものとする。

- ① 造幣局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 競争性のある契約のうち、特に企画競争や公募を行う場合は、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、契約監視委員会による点検を徹底するとともに、監事及び会計監

査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

### (3) 業務・システムの最適化計画の実施

業務運営の効率化を図るため、「独立行政法人造幣局会計システム（ERPシステム）に係る業務・システム最適化計画」に基づきシステムの機能性・利便性を向上させる等、更なる取組を行うものとする。

### (4) 公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等への会費支出については、適正化・透明性を強化する観点から、着実に見直しを行うとともに、支出内容については、公表するものとする。

## Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 通貨行政への参画

#### (1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画

造幣局は、通貨制度の安定に寄与するため、国内外における貨幣の動向について調査を行う。また、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止技術の高度化に加え、目の不自由な人をはじめ、あらゆる使用者、使用環境における識別容易性及び利便性を追求した製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行うものとする。

このうち、貨幣の動向についての調査にあたっては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていくことが必要である。

また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速かつ確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行うものとする。

#### (2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

造幣局は貨幣について、次期改鋳も踏まえつつ、独自の偽造防止技術の高

度化、製造工程の効率化、製造技術の高度化のために必要な研究開発を確実に実施するとともに、効率的かつ効果的な研究開発の推進に努めるものとする。

また、研究開発の実施に際しては、規程に基づき事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、その結果を踏まえ、研究テーマ毎の予算も含め研究開発計画の必要な見直しを行い、研究開発の質の向上に努めるものとする。

### **(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等**

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、引き続き、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。また、通貨偽造事件に際しては、迅速かつ確実な真偽鑑定を行うべく、実施体制の維持・強化を図るとともに、緊急改鑄への対応も想定しつつ、国内外当局等との連携強化に努めるものとする。

### **(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供**

貨幣への信頼維持のためには、貨幣の特徴など、貨幣に係る情報が実際に使用する国民にわかりやすく提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確かな情報が提供される必要がある。

このため、造幣局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報提供の充実に努めるものとする。

### **(5) 国際対応の強化**

国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。

### **(6) デザイン力等の強化**

貨幣のデザイン及び製品設計は、(1)に記載した観点から貨幣の最も重要な要素の一つであり、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインが求められる。通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力等の強化に一層努めることとする。

## **2. 貨幣の製造等**

### **(1) 貨幣の製造**

造幣局は、貨幣の製造について、以下の取組を行うものとする。

- ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、投資効果を勘案しつつ高機能

設備の導入及び更新等を行い、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成すること。

- ② 緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること。
- ③ 効率的に高品質で純正画一な貨幣を製造すべく製造工程における損率の改善に努めるとともに品質管理を徹底すること。

(注) 損率とは、製造工程中の投入重量に対する減少重量の比率をいう。

## (2) 外国政府等の貨幣等製造の受注

造幣局は、偽造防止技術を中心とした貨幣の製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の貨幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて、一層、取り組むものとする。

## (3) 貨幣の販売

貨幣の販売については、①購入者の要望に応え利便性の向上を図るため、通信販売については、オンライン販売サービスの向上に努めること、②通信販売以外の販売については、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、外部委託の拡大を推進するとともに、商品設計にも反映させることとする。

造幣局は、貨幣セットが国民の要望に応じているかを測定する指標として、引き続き、貨幣セットの購入者に対して満足度調査を実施しその結果を代金支払方法の改善等のサービス向上に活かすものとする。

また、記念貨幣の販売については、その記念事業としての性格も踏まえ、購入希望者の公平性に配慮しつつ、販売方法の多様化等について検討を行っていくものとする。

## (4) 地金の保管等

造幣局は、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施するものとする。

## 3. 勲章等の製造等

### (1) 勲章等及び金属工芸品の製造等

造幣局は、勲章等及び金属工芸品について、採算性の確保に向け効率化を図るとともに、精巧な技術による勲章等製品の品位を維持するよう製造技能の伝承を図りつつ、高品質で均一な製品の確実な製造管理体制の維持・向上

に努めるものとする。

(注)「勲章等」とは、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印をいう。

## (2) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務

貴金属の品位証明の業務については、需要への影響等も注視しながら、更なる収支の改善に向けた取組を行うとともに、将来的な事業廃止に向けた検討を行う前提として、業界の自主的な取組等により、造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか確認するものとする。

地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとする。

## IV. 財務内容の改善に関する事項

造幣局は、標準原価計算方式による原価管理について、差異分析結果を適切に反映させるなど、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、本中期目標期間内についても採算性の確保を図るものとする。

なお、標準原価計算制度の運用に当たっては、より厳格かつコスト意識を持った原価管理を行うためにも、基幹業務である貨幣製造部門については、一層の原価の把握・計算ができるよう見直しの検討を行うものとする。

また、事業全体について、上記「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で設定する指標を用いて、本中期目標期間の具体的な目標を設定し、その確実な実行に努めるものとする。

これらを通じて、経営環境の変化等で貨幣等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。

さらに、財務内容について、引き続き、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、でき得る限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。

## V. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 人事に関する計画

造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう、努めるものとする。

## 2. 施設、設備に関する計画

造幣局は、貨幣及び勲章等その他の製品の製造を確実かつ効率的に行うために必要な高機能設備の導入及び更新等に関する計画を定め、実施するものとする。

計画の実施に際しては、投資効果及び投資の妥当性等について厳格な事前審査を実施するとともに、審査結果に基づき必要な計画の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な施設整備に努めるものとする。また、審査結果等を踏まえた投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報開示に努めるものとする。

## 3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため造幣局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。

## 4. 環境保全に関する計画

造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、引き続き、ISO14001 認証の維持及び更新を図るとともに、環境保全に係る指標設定の検討を行うものとする。

【独立行政法人造幣局】

財 務 諸 表

(1) 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金		1,520,174,535	預り寄附金		12,049,833
有価証券		24,002,759,007	買掛金		21,571,930
売掛金		805,189,595	未払金		1,175,981,588
製造済貨幣		675,592,914	国庫納付金未払金		3,525,935,438
製品		399,182,758	未払消費税等		165,901,300
商品		3,686,573	未払費用		61,985,996
原材料		4,904,191,245	前受金		12,203,962
部分品		9,622,134	預り金		63,674,326
仕掛品		2,713,211,944	引当金		
貯蔵品		388,829,134	賞与引当金	415,256,700	
未収収益		16,680,789	環境安全対策引当金	10,648,400	425,905,100
未収金		103,968,897	その他の流動負債		267,134
その他の流動資産		160,888,116	流動負債合計		5,465,476,607
流動資産合計		35,703,977,641			
II 固定資産			II 固定負債		
1 有形固定資産			資産見返負債		
建物	23,346,423,092		資産見返寄附金	466,458,144	
減価償却累計額	12,183,459,097		資産見返目的積立金	688,041,750	1,154,499,894
減損損失累計額	101,970,333	11,060,993,662	長期預り寄附金		77,633,916
構築物	2,538,088,351		引当金		
減価償却累計額	1,790,680,885	747,407,466	退職給付引当金	18,008,789,145	
機械装置	17,741,620,768		環境安全対策引当金	206,883,000	18,215,672,145
減価償却累計額	12,284,243,504	5,457,377,264	資産除去債務		41,100,000
車両運搬具	131,020,246		固定負債合計		19,488,905,955
減価償却累計額	114,839,887	16,180,359			
工具器具備品	2,914,989,335		負債合計		24,954,382,562
減価償却累計額	2,458,731,582	456,257,753	(純資産の部)		
土地	42,718,143,779		I 資本金		
減損損失累計額	155,506,553	42,562,637,226	政府出資金		61,765,699,184
立木		487,604,647	資本金合計		61,765,699,184
建設仮勘定		656,470,377	II 資本剰余金		
その他の有形固定資産		111,779,434	資本剰余金		903,120,823
有形固定資産合計		61,556,708,188	損益外減損損失累計額(△)		△ 155,506,553
2 無形固定資産			資本剰余金合計		747,614,270
ソフトウェア		160,598,351	III 利益剰余金		
その他の無形固定資産		9,420,229	前中期目標期間繰越積立金		9,527,664,464
無形固定資産合計		170,018,580	積立金		4,535,928,398
3 投資その他の資産			当期未処分利益		2,064,712,660
投資有価証券		6,165,297,129	(うち当期総利益)		(2,064,712,660)
投資その他の資産合計		6,165,297,129	利益剰余金合計		16,128,305,522
固定資産合計		67,892,023,897			
資産合計		103,596,001,538	純資産合計		78,641,618,976
			負債純資産合計		103,596,001,538

## (2) 損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 売上高		29,585,837,988
II 売上原価		
製品期首たな卸高	852,546,050	
商品期首たな卸高	1,524,380	
当期製品製造原価	18,921,713,486	
当期商品仕入高	10,437,020	
貨幣法第10条に基づく国庫納付金	3,525,935,438	
合計	23,312,156,374	
他勘定振替高 (注1)	6,445,711	
製品期末たな卸高 (注2)	1,074,775,672	
商品期末たな卸高	3,686,573	22,227,248,418
売上総利益		7,358,589,570
III 販売費及び一般管理費		
給料諸手当	1,975,403,267	
法定福利費	344,983,571	
賞与引当金繰入額	138,114,740	
退職給付費用	211,484,433	
減価償却費	701,368,934	
消耗品費	135,895,479	
支払ロイヤリティ	11,572,524	
修繕費	90,439,880	
運送費	337,489,382	
通信費	270,262,239	
支払手数料	119,942,310	
光熱水料	106,097,711	
賃借料	305,578,388	
保険料	137,572,385	
広告費	260,880,129	
その他の経費	538,505,553	5,685,590,925
営業利益		1,672,998,645
IV 営業外収益		
寄附金収益	16,484,532	
資産見返寄附金戻入	85,039,254	
資産見返目的積立金戻入	103,731,906	
有価証券利息	53,294,183	
宿舍貸付料	95,615,245	
その他の営業外収益	59,957,534	414,122,654
V 営業外費用		
固定資産除却損	8,890,009	
その他の営業外費用	3,120,000	12,010,009
経常利益		2,075,111,290
VI 特別利益		
固定資産売却益	242,186	
その他の特別利益	1,237,100	1,479,286
VII 特別損失		
固定資産除却損	11,877,916	11,877,916
当期純利益		2,064,712,660
当期総利益		2,064,712,660

(注記事項)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(他勘定への振替)

その他の有形固定資産 2,647,045円

販売費及び一般管理費 3,798,666円

計 6,445,711円

2 製品期末たな卸高は低価法の適用に伴う評価損12,230,521円を控除しております。なお、当該評価損の処理については、洗い替え法を採用しております。